

熊本県奨学のための給付金交付申請書

熊本県知事様

令和 年 月 日

私は、以下の5点を誓約したうえで、次のとおり奨学のための給付金を申請します。※□に☑をつけてください。

- この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
- この申請書に虚偽の記載があった場合は、熊本県の求めに従いその金額を即時返還します。
- 私は熊本県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っていません。
- この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費(見学旅費又は特別育成費(母子生活支援施設の高中生等を除く。))の支弁対象ではありません。
- 申請後に税の修正申告や税額の更正決定等による県民税・市町村民税の変更があった場合は、速やかに県に報告します。また、税額の変更により返還の必要が生じた際は、県の決定に従い給付金を返還します。

ふりがな		連絡先	— —
申請者氏名			
申請者住所	〒 — —		
高校生等との関係 (いずれかに○印) ※	熊本県	親権者 ・ 主たる生計維持者 ・ 未成年後見人 未成年後見人である里親 ・ 生徒本人 ・ その他()	

※ 高校生等との関係において、生徒が認定基準日時点で未成年(18歳未満)である場合は「親権者」に該当し、生徒が在学中に成人した場合は「主たる生計維持者」に該当します。

※ 認定基準日は右表参照。

認定基準日	一部早期給付(4~6月分)	4月1日
	一部早期給付(7月~翌年3月分)	7月1日
	年額支給	7月1日
	年額支給(7月以降入学者)	入学日
	家計急変世帯	家計急変日の翌月1日※

※ 家計急変日が月の初日である場合は、家計急変のあった月
※ 家計急変日が7月1日以前の場合は、7月1日を認定基準日とする

◎記入が必要となる項目について

(次の①~④のいずれかの□にレ印を付けて、申請に必要な項目に記入してください。【1】・【2】・【6】・【7】はすべての申請で記入が必要な項目です。)

①	<input type="checkbox"/>	申請者の在住する都道府県と高校生等が通う学校の所在する都道府県が同じです。 ⇒ 別記第1号様式【1】・【2】・【3】・【6】・【7】を記入してください。 【高等学校等就学支援金等(※)の支給決定通知を添付】
②	<input type="checkbox"/>	申請者の在住する都道府県と高校生等が通う学校の所在する都道府県が異なります。 ⇒ 別記第1号様式【1】・【2】・【4】・【5】・【6】・【7】を記入してください。 【国籍・在留資格等が確認できる書類を添付】
③	<input type="checkbox"/>	きょうだいで、通う学校の所在する都道府県が異なります。 ⇒ ①に該当する高校生等：別記第1号様式【1】・【2】・【3】・【6】・【7】を記入してください。 ⇒ ②に該当する高校生等：別記第1号様式【1】・【2】・【4】・【5】・【6】・【7】を記入してください。 【①と②の書類をそれぞれ添付】
④	<input type="checkbox"/>	いずれを選択してよいか分かりません。 ⇒ 別記第1号様式【1】・【2】・【4】・【5】・【6】・【7】を記入してください。 【国籍・在留資格等が確認できる書類を添付】

※高等学校等就学支援金等に含まれる事業

- ア 高等学校等就学支援金、イ 高等学校等就学支援事業費補助金(高校生等・新修学支援)、
ウ 高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)

【1】対象となる高校生等について

ふりがな		生年月日	昭和 年 月 日 平成
生徒氏名			
在学する	学校の名称	都道府県	市区町村
	学校の所在地		
	在学期間	年 月~	在学中に給付金を受給した回数 回
過去の高等学校等における在学期間	学校名	立	年 月 日 ~ 年 月 日 課程・学科 在学時に給付金を受給した回数 回
	学校名	立	年 月 日 ~ 年 月 日 課程・学科 在学時に給付金を受給した回数 回

裏面も記入してください。

【2】 振込口座の届出

口座 振替払	金融機関名	銀行・農協 信用金庫 信用組合	支店名	本店 支店・支所 出張所	金融機関コード	支店コード
	預金種別	普通・当座・貯蓄	口座番号	フリガナ 口座名義		

※ 振込口座が確認できる書類(通帳の表紙やキャッシュカード等の写し)を「貼付け台帳(別紙1)」にて添付してください。

※ 申請者以外の口座を指定する場合、「受領委任状(別記第7号様式又は8号様式)」が必要です。

【3】 高等学校等就学支援金等の支給決定通知の添付について

(高校生等の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等を確認するため、次に該当する場合は、□にレ印を付けてください。)

高校生等本人の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等の確認のため、以下のとおり申請します。

高等学校等就学支援金等の支給決定通知書を添付します。

※早期給付を希望する場合で、高等学校等就学支援金等の支給が未決定の場合は、【3】の代わりに

【4】【5】を記入の上、必要書類を添付してください。

※高等学校等就学支援金等に含まれる事業

- ア 高等学校等就学支援金、 イ 高等学校等就学支援事業費補助金(高校生等・新修学支援)、
ウ 高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)

【4】 高校生等の国籍・在留資格・在留期間等について

(次のいずれかの該当する□にレ印を付けてください。)

(1) 高校生等本人の国籍を以下のとおり申請します。

① 日本国

② 日本国以外

(上記(1)で②「日本国以外」を選択した場合は、次の③～⑨のいずれかの該当する□にレ印を付けてください。また、必要事項を記入してください。)

(2) 高校生等本人の国籍及び在留資格・在留期間等を以下のとおり申請します。

③	<input type="checkbox"/>	特別永住者
④	<input type="checkbox"/>	永住者
⑤	<input type="checkbox"/>	日本人の配偶者等(在留期間(満了日)西暦 年 月 日)
⑥	<input type="checkbox"/>	永住者の配偶者等(在留期間(満了日)西暦 年 月 日)
⑦-1	<input type="checkbox"/>	定住者(在留期間(満了日)西暦 年 月 日)、日本国への永住意思有
⑦-2	<input type="checkbox"/>	定住者(在留期間(満了日)西暦 年 月 日)、日本国への永住意思無
⑧-1	<input type="checkbox"/>	家族滞在(日本の小中学校卒業し、日本で就労して定着する意思がある)
⑧-2	<input type="checkbox"/>	家族滞在(⑧-1以外)
⑨	<input type="checkbox"/>	上記以外の在留資格(留学等)(在留期間(満了日)西暦 年 月 日)

【5】高校生等の国籍・在留資格・在留期間等の確認書類について

(生徒の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等を確認するため、次の①～④のいずれかの□にレ印を付けてください。)

高校生等本人の日本国籍等の有無・在留資格・在留期間等の確認するため、以下のとおり申請します。		
①	<input type="checkbox"/>	「住民票の写し(市町村の発行したもの。原本。コピー不可。)」を添付します。 ※国籍が「日本国」以外の生徒：国籍・在留資格・在留期間等が記載されたもの
②	<input type="checkbox"/>	「特別永住者証明書の写し(コピー)」を添付します。
③	<input type="checkbox"/>	「在留カードの写し(コピー)」を添付します。
④	<input type="checkbox"/>	以下に該当するため、①～④のいずれの書類も添付しません。
		以下のすべてに該当
		以下のいずれかに該当
		かつ
	・令和8年3月31日以前から引き続き在学している者 ・国籍が「日本国以外」 ・「生活保護受給世帯」又は「令和8年度の住民税が非課税である世帯」	・在留資格が「定住者」で、日本国に在住する意思がない場合 ・在留資格が「家族滞在」で、日本国に就労する意思がない場合 ・在留資格が「家族滞在」で、日本国の小学校及び中学校を卒業していない等

(在留資格が「家族滞在」であって、下記に該当する場合は、⑤⑥の□にレ印を付けてください。)

・【4】(2)で⑧-1(家族滞在(日本の小中学校卒業し、日本で就労して定着する意思がある))にレ印を付けた		
⑤	<input type="checkbox"/>	「日本国の小学校の卒業証書の写し(コピー)又は卒業証明書」を添付します。
⑥	<input type="checkbox"/>	「日本国の中学校の卒業証書の写し(コピー)又は卒業証明書」を添付します。

【6】保護者等の収入等の状況について(該当する□にレ印を付けてください。)

(1)生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることが分かる生活保護受給証明書を提出します。

<input type="checkbox"/>	生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることが分かる証明書(高校生等本人に係るもの)
--------------------------	---

(2)次の者の課税証明書等及び扶養誓約書(記入上の注意【保護者等の収入等の状況について】に該当する場合)を提出します。(①から⑥までのいずれかの□にレ印を付けてください。)

①	<input type="checkbox"/>	親権者(両親)2名分 ・生徒が未成年(18歳未満)であり、親権者(両親)が2人存在する場合
②	<input type="checkbox"/>	親権者1名分 (親権者が一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。) ・生徒が未成年(18歳未満)であり、親権者が1人存在する場合 ・離婚、死別等により親権者が1人の場合 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合 等
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人__名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分) (未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その場合を除く。)
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)2名分 ・生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合 等
⑤	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分 ・生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合 等
⑥	<input type="checkbox"/>	生徒本人 ・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 ・未成年であるが、道府県民税及び市町村民税所得割が課されるだけの収入を得ている場合 等

(3)次の理由により、課税証明書を提出しません。

<input type="checkbox"/>	所得確認の対象が高校生等本人(親権者、未成年後見人または主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
--------------------------	--

※(2)及び(3)に該当する場合は、下記内容を確認の上、□にレ印を付けてください。【必須項目】

<input type="checkbox"/>	私の世帯は、認定基準日において、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助は受給していません。
--------------------------	---

裏面も記入してください。

(4) 課税証明書等を添付する者の氏名、生徒との続柄及び所得割額

氏名	(フリガナ)	続柄

道府県民税所得割額 ① 円
市町村民税所得割額 ② 円

氏名	(フリガナ)	続柄

道府県民税所得割額 ③ 円
市町村民税所得割額 ④ 円

住民税所得割額の合算 (①+②+③+④)	円
-------------------------	---

※①、②、③、④それぞれ100円未満の場合は、切捨て0円として合算
(例1) ①99円、②50円、③20円、④10円の場合は、合算0円
(例2) ①99円、②50円、③180円、④90円の場合は、合算180円

【7】申請区分 (該当する口にレ印を付けてください。)

申請区分	期間区分	<input type="checkbox"/> 全学年選択可	新入生のみ選択可 (年2回の申請が必要になります)			
		<input type="checkbox"/> 1年間分	<input type="checkbox"/> 4月～6月分 (早期給付) <input type="checkbox"/> 7月～翌年3月分 (早期給付を受給された方)			
	世帯区分	早期給付額		年額給付額		加算対象 (※)
		全日制等	通信制	全日制等	通信制	
	<input type="checkbox"/> 生活保護 (生業扶助) 受給世帯	13,150円	13,150円	52,600円 <small>※早期給付済みの場合は39,450円</small>	52,600円 <small>※早期給付済みの場合は39,450円</small>	
	<input type="checkbox"/> 住民税非課税世帯 <small>※住民税所得割額の合算が0円 ※認定基準日時点、生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第36条の規定による生業扶助を受給していません。</small>	38,000円	13,025円	152,000円 <small>※早期給付済みの場合は114,000円</small>	52,100円 <small>※早期給付済みの場合は39,075円</small>	81,000円
	<input type="checkbox"/> 家計急変世帯 <small>※認定基準日辞典、生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第36条の規定による生業扶助を受給していません。</small>	38,000円 <small>※住民税非課税世帯相当のみ対象</small>	13,025円 <small>※住民税非課税世帯相当のみ対象</small>	家計急変の時期により異なります。		世帯区分により異なります。
<input type="checkbox"/> 住民税所得割額の合算が100円～105,500円未満の世帯			50,670円	17,370円	27,000円	
<input type="checkbox"/> 住民税所得割額の合算が105,500円～182,500円未満の世帯			38,000円	13,030円	20,250円	

※着用が義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要である場合

交付申請額	円
☆	

☆申請者記入欄

交付決定額	円
※	

※県記入欄 (交付申請額と交付決定額が異なるときに記入する。)

熊本県で審査した結果、記載した交付申請額に誤りがある場合は、県が交付決定した正しい額が支払われますのでご了承ください。